



なんでやねん

発行責任者 倉橋 忠



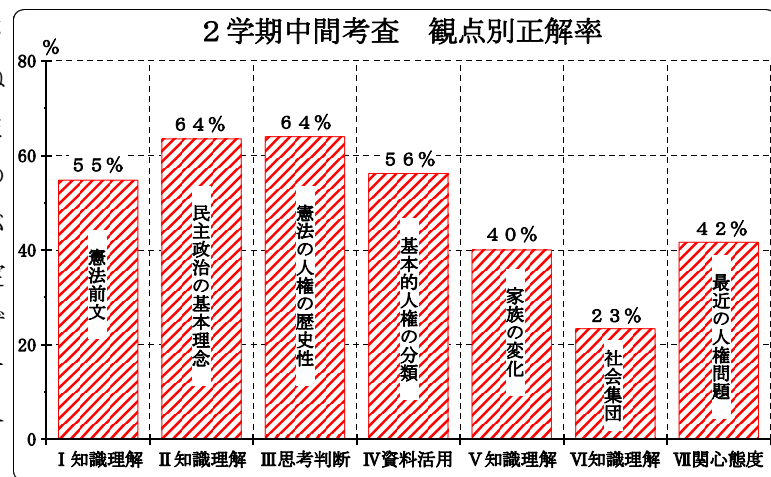
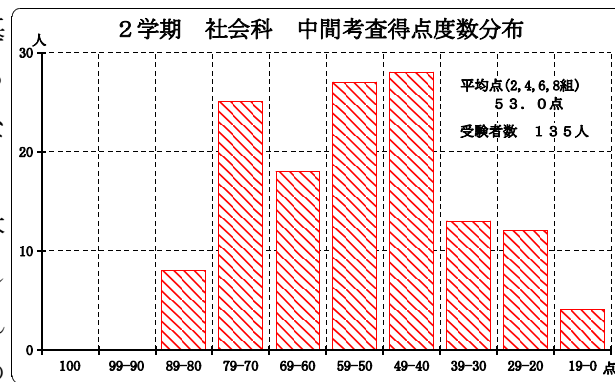
2 学期の中間考査の結果

今回の中間考査の試験内容は、基本的人権の単元を終了していなかったために、少し中途半端なものになってしまいました。

そのために、Ⅱの民主政治の基本理念の理解を試す問題は、少し難しいものになってしまいました。けれども、全体的な正解率をみると他の領域よりもむしろ正解率が高かった結果が出ています。このⅡの問題で、ロックやモンテスキュー、ルソーの思想とその著作物に関する知識が、正確に定着していたことが、正解率を高めました。一方、民主政治の性質や、法の支配に関する理解は弱く、再度、復習しておかなければならない人がたくさんいました。

Ⅰにもどると、憲法の前文に関する知識と理解を試す問題でした。授業中に必ず出題すると予告し、さらに前号の「なんでやねん」でも予告しておきました。それで、この55%の正解率は、非常に不満が残るものです。未だに、定期考査の重要性を知らずいいかげんな学習をしている人が多いのにはアキレマス。

ⅢとⅣの問題は、授業中にとったノートを少しだけ変化させたものです。特に、



Ⅲについては、日本国憲法の基本的人権の歴史性とその根本原則のしくみを図式化することができるかどうかを試したのですが、ノートそのままだと言ってよいでしょう。Ⅳの問題は、まだ授業で細部までは見ていない条文まで読み込むことができるかどうかを試しました。知らない問題(資料)が出てきたときに、今までの知識を利用して、考えることができるかどうか、正解へのポイントでした。

Vの家族の生活の変化に関する理解を試す問題は難しかったようですね。学習は1学期にしたものです。しかし、ていねいに文章を読めば、内容を思い出したはずで、単に記憶に頼らず、その場で考えて問題を解くことが大事です。

また、Ⅵの問題の正解率の低さには驚きです。この問題の文章は、教科書の本文の要約したものです。ふだん、授業中に自分で教科書を読むことをしているかどうかを試しました。できなかった人は、しっかりともう一度、教科書を読んでおいてください。

社会事象に関する「関心・態度」を試すⅦは、「最近のニュースなどで話題になっている人権問題を1つ取り上げて、自分の考えを整理しながら、説明しなさい」として、人権に関してフリー・トーキングにしました。

しかし、何でも書けばよいというものではありません。あくまでも、社会問題について、自分で判断あるいは態度を決定するためには、正確な情報と知識が必要になります。今回の「作文」には、ほとんどの人が、正確な情報と、正確な知識をもたないままに「いいかげんな判断」をしていることが明確に表れました。

人権問題を考えるときにでさえ、いいかげんな知識・判断しかないのでは「生きていく力」が弱いと言わざるを得ないでしょう。今後の学習に期待したいと思います。

採点基準は、「①人権問題を具体的に説明している。②憲法上の何の人権の侵害にあたるかを説明している。③自分の考えを論理的に表現している。以上の各論点につき、各2点。ただし、論理矛盾については、-2点とする。」としました。人権問題と言っても、かなり範囲はひろいものです。その中で、何を取り上げるかは、「個人の自由」ですが、不正確な事実説明は、正確な判断を不可能にします。ちょうど、いいかげんな「証拠」しかない裁判事件のようなものです。まず第1番に、事実の説明がしっかり書けなければなりません。それから、その事件が、憲法上のどの人権の問題に該当(あてはまること)するのかを検討しなければなりません。その検討していることを、そのまま表現すればよいのです。単なる感想文では、社会科の「関心・態度」の学力である「表現力」として+評価できません。



尼崎市立小園中学校 第3学年

社 会 科 通 信

なんでやねん

発行責任者 倉橋 忠



No. 9 — 2 / 5

友だちの「意見」から学ぼう

VIIの「関心・態度」の「作文」で取り上げられた「テーマ」をまとめると、右の表のようになります。その内容の豊富さを見ても、「人権問題」が、「差別」（平等）だけを問題にしているのではないことがわかるでしょう。

次に6点満点中で、4点以上の人の答案から、その一部の人の「作文」を紹介します。自分の視点にはなかった点を、友だちの「意見」から学んでください。

なお、文中の誤りは訂正しておりませんので注意してください（今回は、「作文」をテーマ別にならべて、学級名はふせます）。

A P E Cとホームレスの人々

M. M もうすぐA P E Cが開かれる。しかし、その裏で大きな問題が1つ残っていた。それは会場となる大阪城公園にホームレスの人々が住んでいるということだ。府や警察は説得にあたっているが、まだ25人の人が残っている。ここで追い出してしまうと、人権問題にかかわると大変困っている。人間には1人1人にいろいろな人権がある。だから、もちろんこの人達にもあるわけで、その権利を侵すことは絶対にできない。人権にかかわる問題は、すごく難しいと思う。ホームレスの人々には生活保護がないので、ある人は「どうすればいいかわからない」と、とまどっていた。しかし、そんな人々を助けるボランティアの人々もいるようで、私はおどろいた。『ホームレスはほ

っとけ。』としてしまうと、（少し過言かもしれないが）ヨーロッパの絶対王政や昔の日本の士農工商のように「身分」のようになりそうな気がする。だけど、その中には人権をすてて、生活している人もいと聞いて、すごくショックだった。

H I V感染症

K. K エイズかんじゃということを こうひょうした人がいる。それまでに、何度もかんがえたけど、つかだと思うけど とてもゆうきがあることだ。その人は、こうひょうしたことによって その人の人権はむしされ、まわりの人からは とくべつな目でみられる。 もし、じ分のまわりにエイズの人がいたら、いままでどうり、つきあっているかどうかわからない。でも、それはいけないことだと思う。人はみんな生きているなかで平等であるというけんりがある。人を差別の目でみてはいけない。こうひょうした人の、ゆうきをむだにしてはいけない。

C. A 私が最近気になっていることは薬害エイズのことです。「血友病」という病気があって、出血すると血が止まらなくなるのです。その原因は、買い値が安い加熱処理をしていないアメリカ産の血液を輸入し、じっさいにそれを使っていたのです。そして、たくさんの薬害エイズの被害者などの原告団が裁判に勝つために立ち上がり、つい最近になって、和解交渉まで行きました。しかし、法的謝罪まではしませんでした。その中で、実名を公表した人がいます。絶対、勇気のいることだと思います。なぜなら、世の中のエイズに対する偏見が強いからです。でも、みんなが薬害のことを知れば、偏見はなくなるし、それが大きな力になって、和解実現が1日でも早まると思います。

K. K H I V感染者の中で自分で遊んでなった人は関係はないが、ゆ血などで感染した人は、だれが見ても、とてもひどいあつかいを受けていたと思う。ゆ血というのは国が調査みたいなことをして「この血は、あぶなくありませんよ。」というようなことを言っておき、その血をゆ血した人に感染しても国が責任をとらないなんてひどいと思う。命というのは金では買えないものであるのに感染者はその命をうばわれてお金ももらえなかったというのはひどい話だったと思う。

O. J. シンプソン事件

N. T 人権問題の中で人種問題がかかわった事件が最近あった。プロフットボールのスーパースター シンプソン氏が白人の妻ら2人を殺害したとした裁判である。シンプソン氏は黒人であったため弁護側は人種差別問題を全面にもちだした戦術が成功し判決は無罪となった。私が興味あるのはその判決後の国民の反応だ。白人の6割以上が、最終弁論に説得力があったのは検察側とし、シンプソンは有罪だとなえている。逆に黒人は 半数以上が説得力があったのは弁護側、シンプソンは無罪といっている。これはアメリカの人種問題の現実を反映しているように思える。私はどちらも事実を客観的にみるより感情の方が先走ってるんじゃないかなあ … というように、この事件をみて感じた。とにかくアメリカ人には この事件をとおして人種問題を深く考えてほしいと思う。

S. Y 前妻と知人の二人を殺害したとして、つかまったO. Jシンプソン。とりしらべのさいに白人警官が黒人差別をするような言葉を連べつし、証拠の信頼性が疑われそして裁判の結果 シンプソンは無罪となった。人種のいりまじったアメリカでは「信じられない」と「当然の結果」と意見がわかれた。

私は シンプソンが有罪か無罪かはわからないけれど、白人警官の差別する言葉は、シンプソンの人権 黒人すべての人権を侵害したと思う。この言葉は相手の人権を侵害しているか、していないかの判断は1人1人の自覚だと思う。だから、人権の尊重は 各個人の良心に基づいて成り立っていくものであると考える



尼崎市立小園中学校 第3学年

社 会 科 通 信

な ん で や ね ん

発行責任者 倉橋 忠



No. 9 — 3 / 5

○. J. シンプソン事件

E. I 1年ほど前起きた有名なフットボール選手シンプソン氏(黒人)の前妻(白人)とその友達が殺害された事件で犯行現場にシンプソン氏の血こんがあったため、シンプソン氏が逮捕された事件の裁判の結果がこの間出された。その結果は「無罪」。有名なフットボール選手だから さわがれているのかと私は思いましたが それだけでなく無罪の判決が出るまでに行われた裁判では人種差別の問題が大きくかかわったようです。新聞ではべん護側が黒人に対する人種変けんを述べそして、無罪の判決は証拠だけでなく人種問題が大きく左右したと書かれていました。私は、人間みんな、公平な裁判を受ける権利があるのだから、裁判で人種がどうか言うことないと思いました。でもけんさつ側の証拠もなんか確実でないようでした。だから、白人と黒人ずっと昔からの”みぞ”が埋まってないんだなあと感じます。白人だから、黒人だから、という意見で裁判されるのは、おかしいと思います。

K. S 最近ニュースで目についた話題は○J. シンプソンの事件です。○J. シンプソンは2人も人を殺害したにも関わらず、無罪という判決が下された。ふつうに考えてみれば、この事件の判決は有罪と明らかに下されるが、どうしてこのような結果になったのかというと、裁判官がほとんど黒人で、白人は少しの人数しかいなかったから、○J. シンプソンは黒人、被害者は白人、この判決は本当に、正しいといえるか、もし、これが仮に裁判官が白人だったら、この判決は有罪になっていたかもしれない、これは本当に人権差別のない公正な裁判だったとはいえないと思う、裁判官の人間的な感情であって、本当の裁判ではなかったと思う、今後考えていかなければならないのは、この事件にしろ、白人・黒人を区別せず1人の人間として、公平な条件のもとで、裁判を行ってほしい、人権問題は社会全体で考えていかなければならない大きな課題だと思う。

アウン・サン・スー・チャーさんの軟禁事件

C. I アウン・サン・スー・チャーさんが、6年間自宅監禁をされていたことについて、私は、「この国も日本のように表現の自由なんかが認められたらいいのにな」と思いました。6年間も自宅監禁をされるなんて、日本では とても考えつかないことだし、こうゆうふうを考えるのも、それぞれの国での憲法のちがいかも関係してくるのかなあと感じました。それに、国民も、国の政治のやり方に不満があるんなら、もっともっと民主主義の主張ができたらなあと思いました。

オウム真理教

R. Y ぼくが、最近これはいけないと思ったのは 松本サリン事件で河野さんが犯人及いをうけていたことです。ぼくは、けいさつにも責任があると思うがぼくはマスコミがすごい責任があると思った。今思えば、ぼくはマスコミの力はすごいと思った。ぼくも河野さんを犯人と思っていたからだ。ぼくは、河野さんにけいさつがしゃざいするべきと思う。まだあやまっていないのだ。けいさつのえらいさんが個人的にあやまつただけだ。それではだめだと思った。

M. I 最近オウム教に対して破防法を適用するかしないかというニュースをよく見るけれど 破防法をオウム教に適用すると集会やビラくばりができないようになるので言論の自由がうばわれることになってしまう。ということは信者の自由がうばわれることになる。しかし、この教団はいままでいろいろな悪い事をしてきた。この教団にまきこまれて殺された人もいればサリンの事件で死んだ人や植物人間になった人の人権のほうがぼくは大切だと思う。だから適用もやむをえないと思う。

S. H 最近ニュースでよく見るのはオウムしんり教です。オウムが今年目立ってきたのはサリン事件で、はじめはんにんがわからなくてぜんぜん関係のない人をたいほした。専門家などはそのような一ばん市民がサリンなど作れるはずがないといていたのにです。そしてしばらくするとオウムがはん人だとわかりました。これはかんぜんにはじめにたいほされた人の人権をむししていると思います。あとでちがう人がはん人だったごめんなさいといってあやまってすむ問題じゃないと思う。そういうところをもう少しちゃんと調べてからたいほしてほしいと思う

Y. S 今、ニュースで話題になっているものといわれれば奇妙な宗教団体しかおもいつかないけど、その宗教団体でも人権について問題があると思う。その団体の教祖は自分の立場を利用し、自分の信者に” 気に入らなかつたら殺す”という行動に出たらしいけど、もし これが本当なら、この場合も人権を無視してるじゃないかと私は思う。 それに、地下鉄や、住宅地などに致死量の多い薬品をばらまき、無差別に人々を殺そうとしたという事実も、何人もの人々を殺し、そのうえ たとえ一瞬でも、国民(住民)の平和というか、そういうものを奪い、不安と恐怖におとし入れたのだから、これも人権無視でしょう。と、私は思う。

いじめ

Y. T 私が思いつくものは、” いじめ” です。私は、じっさいに” いじめ” に会っているので、つらさは よく知っています。でも どうして” いじめ” はおこるのでしょうか。たぶん それは、自分のきにいらぬ人間がいるから、そうゆうことが おこると思います。そして、その人間を” いじめ” という形で ぼうりよくをしたりする。そうしているうちに、その人間を” 死” においこめることとなります。では、こうゆうことが おきないために、自分達がしなければならぬことは、まず、他人がいじめられていたら、たすけてやる。それと、自分のきにいらぬ人間は、”いない” ということをおもってれば、だれとでも仲よくできるのではないかと思います。でも世の中は、そんなことでは、” いじめ” はなくなりません。まず少しづつでも なおしていき 「なくしてゆこう」と思う気持ちが大事だと思います。”

K. U 最近はいじめによる、自殺が増えてきている。気に入らぬといって、暴力などを行っている。被害者の方は、理由もなしに、色々なことをされ、人権もくそもない。今の日本は、あんまりこういう事に力をいれていない。学校の先生などは、こんな事は、世間にバレないように、ゴマかしたりして、最後まで解決しない。だから、いじめの事に関して、「人権」などあまり意味のない事だ。「基本的人権の尊重」と、言ってるひまがあれば、もっと現実を見てほしい。

沖縄での米兵の少女暴行事件

A. S 「沖縄少女暴行事件」で 沖縄の現状を知った。1972年に返還されているのに1/3ぐらいが基地で、アメリカ兵を警察で拘束できないということなど 知らなかったことがわかった。「まだ小学生の女の子に何ていうことを」という同情の声もある。 私は今までも沖縄の人がアメリカ兵士による事件に耐えてきたというのを知って、沖縄の人の人権は、アメリカによって侵されていると思った。被害にあっても なかなか警察はうごけなかつたんじゃないかとも思う。 今回の事件で、世界中に沖縄の現状を知ってもらえたと思うので、これからの沖縄県民の人権について、もっと考えていくべきだと思う。



尼崎市立小園中学校 第3学年

社 会 科 通 信

なんでやねん

発行責任者 倉橋 忠



No. 9 — 4 / 5

沖縄での米兵の少女暴行事件

H. M ぼくは、最近のニュースなどで話題になっている人権問題は小学校 6 年生の少女が沖縄でアメリカ兵 3 人に暴行を受けた事件です。沖縄の人や同じくらいの子供を持つ親のほとんどが怒りを感じる程、ショッキングなニュースだと思う。特に、沖縄は米軍基地も数多くあり、戦争のきずあともこのっている。だからこそこういう事件は決してゆるしてはならない問題だと思う。戦後 5 0 年たった今でもアメリカと日本の関係はまだ不明な点がたくさんあると思う。今後、しこりとして残さない為にも明確に納得のいく方向へ進んでほしい。

教師による体罰

M. N 最近 体罰など教しの教育のしかたに問題があると新聞にのっているのを読んだ。クラブに遅れて来た生徒に平手で顔を何回かたたいたりして ぜんち 9 カ月ほどのけを負わせたという。私は、教しが生徒に体罰を加えてはいけないという きまり を今まではたいした事には感じていなかったけれど ここ最近 体罰の事を耳にして少しいきすぎだなど思う。 きまりを守れない生徒に対して体罰を加えることは当然だという声もあるが、私は、きまりを守れない生徒には、きちんとまず自分がきまりを守って教えるべきなのだと思うから、いきすぎた体罰の教育にも、問題があると思った。

A. K 暴力をふるう教師について クラブを遅刻して腹部や顔などなぐられ鼓膜損傷という重傷を負わせた。このことは、 1 部の記事であるが、その他にも死に至る事件などもある。もし私が被害にあった人の立場だったら絶対に許せない。何かの理由で遅刻したのもわるいけど、そこまで、暴力をふるうことはないとおもう。暴力をふるう教師は熱心なのか？ なぜ、そこまでして暴力をふるう価値があるのか？ 私には理解できない。一番に、わけをきいて、それから対処したらいいと、私は思いました。

F. H 私は、「演劇サークルの先生が、 1 人の生徒が早朝練習への時間をおくれてきたのをはらだたくおもって、『しちょうかく室』でなぐる、けるのぼうこうをくわえて、その子は『こまく』がやぶれ 9 カ月のケガをした」というニュースのことでかきます。おくれてきた生徒も悪いと思うけど、なぜ「なぐる、けるのぼうこう」をうけなければならないのかと思う。だって、これじゃあ、この生徒を人間とみていないんじゃないのかって。だって、してることが、人のにしていいいことじゃないのだから。それに、この先生は前々から「セクハラ的なこともやっていた」らしく、サークルの生徒たちも怖くてサークルをかいさんした。このことだって、 1 人のために多くの人の自由をうばってるようにしかみえない。この先生は、まんぞくしてたかもしれないけど、このサークルの人たちは かんぜんに人権を無視され、とても怖いおもいをしてきたんだとおもう 頭にくる。「私たちにも、人権があるんだよ！」って。でも、このことに学校は「しらなかった」っていうのが悲しかった。だって長い間こんなことがつづいてたらしいのに …。

芸能人のプライバシー権

Y. K さなだひろゆきと はずき りおな と おくさんの問題について、私は、人が、だれを好きになってもいいと思う。芸のう人だって、同じ人間やから、別に、ほっといてあげて、家族とかで解決すれば いいと思う、マスコミとかがさわいでいて、かってに、写真とか ざっしにだすことは、個人の自由をあの人たちから うばってると思う、奥さんもかわいそうやけど 夫がそうなる理由が、自分にもあると思うから、それは、しょうがないと思う、だから、芸のう人やからって、話題に、大きくとりあげんのは まちがってると思う、手がつかれた。

国勢調査とプライバシー

O. T 国政調査の封入提出が認められたのは 3 回目になるが、封入提出した調査票を調査員が勝手に開封しプライバシー侵害問題になっている。 憲法で通信の秘密はこれを侵してはならないとあるし、プライバシー権も認めている。新しいとはいえ調査員もそのことについて もう少し考えてみた方がいいと思う。市の方もその調査員の選び方などを明確にした方がよいと思う。

在日朝鮮人の人権

H. K ぼくは新聞で人権の問題についての一面を見つけた それは、旧日本軍として日本人といっしょに戦った韓国人のことだった。それは、「日本人」あるのに「韓国人」であるために補償されないことです。初めはぼくもよくわからなかったけど、これは昔、日本軍として戦っていたのに、日本人には補償されて、日本軍といっしょに戦った韓国人には補償されないということだった。これは、人権の差別だと思う。やっぱり「日本人」として戦ったのだから、補償すべきだと思う。

障害者の人権

S. N 私が 1 番身近に感じる、「障害者」について考えてみることにしました。昔は「障害者」というだけで隔離されたりしていたので、今は「障害者」の人たちにとって住みやすくなりつつあると思います。でも今でも「障害者」の人達が通るだけでジロジロ見たり笑ったりする人がいます。それを見て私は注意することもできず、そのたびに自分がなにか悪いことをしたような気持ちになります。どうして笑うことができるのでしょうか。一生懸命生きている人達に対して。私は無邪気にかからったりする子供達が怖く感じることがあります。それが仕方のないことなのかはわかりませんが、障害をもった人達がいい環境で暮らせるようになるためには私達 1 人 1 人が努力していくべきだと思います。

女性差別

T. N 女子差別をやめようという条約を出したのに、それは、まだ、今も残っています。最近テレビで女の人が裁判をおこしていました。その理由は、ある会社で男の人と同じくらの時に会社に入ったのに、キュウリョウの上がりかたがぜんぜんちがって、女の人、ちょっとしかお金がもらえないといって裁判をおこしていました。その他に、男の人はとるのに女の人、とらないという会社もテレビで見ました。テレビ局の男の人が就職の電話を会社にとると、いろいろしゃべってくれて、女の人が電話をすると、すぐにきられてしまいました。なんでこんなことをするのかと思いました。これからは、男女平等でいってほしいです。

Y. U ニュースとかはあまりみないからわからないけど男女差別がひどいと思う。新聞こうこくなどの求人ぼしゅうをみてたら いつも男の時給の方がおおい。いくら男でも女の人よりも力のない人や実力などが無い人があるけど やっぱり男の方がお金をもらっているのは おかしいと思う。いくら実力のある女の人でも けっきょくは男より下になると思う。日本だけじゃないかもしれないけど、実力のある者から男女の関係なしで やとったりすればいいと思う。そうすれば「男は仕事、女は家事」なんて自然になくなっていくと思う。



女性差別

T. O 女子差別撤廃条約は出たものの 私はあまり意味のないことだと思う。たしかに、女性が外で働くことはできているが、まだ男女差別があると思う。たとえば、大きな会社とかだったら、男の人はだんだん高い地位に立てるのに女の方はあまり高い地位にたてない。たしかに女の方には仕事のことに は まだまだだと思うけど 女の人だっていっしょうけんめいがんばっているの で男の人と平等にしてほしいと思う 女の方は 結婚とかでやめていく人は多いけど 会社にいるかぎり男女平等であってほしいと思う。

A. T いつかの新聞で見た女性教諭の昇任試験で女性の体重を面接できくとゆう話。学校側は風紀のよくない学校は体格のいい人を入れるとかかいていたと思う。でも、女性にとって一番イヤな事と思う。これは、プライバシーにかかわると思うし。体重をきいて何になるのとも思う。どちらかゆうと私も軽い方でないから そんな話をきくと腹がたつけども やっぱりプライバシーだし体重で学校を決められるのもイヤな事だし これはやめた方がいいと思う。

Y. S 「男女差別」について、特に、就職率。ニュースとかでよくグラフで表されている数字をみて、誰もがみても、あきらかに、男の方の方が就職率が多いというのがわかる。どうして女の方は就職率が悪いのか？ と思う。やっぱり「女は家庭」というのが人の頭にはあるのだからかな？と、思う。別に男の人より優れた女の人だって、いるのになと思う。やっぱり、こういうことも、人権問題の1つじゃないのかなと思いました。

阪神大震災の罹災者と人権

M. T 阪神大震災 非難所へいさについて 24条すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有す 家もない、仕事もない、いく所もない人をおいだしたことについて その人の生存権は守られているとは思えない。地震の時も国民の生命・財産は守られているとは思えない。国は国民の生命・財産を守る義務があるのに守らなかった。ひさいした、人々の人権はどうなっているの？

C. M 私は、阪神大震災の時、ボランティア活動に参加しました。そこでは人々がいっしょうけんめい知恵を出して生活していました。みんなすごく仲が良くて、なんだか少しうらやましい気持ちになりました。しかし、やっぱりプライバシーは守りたいってゆう人が何人かいました。その人たちにゆわせると、プライバシーが唯一の人間らしい あつかいだと考えているそうです。 たしかに人には見られたくないものもあるし、家族との会話も大きな声では話せないし、その人たちがいちばんいやだったのは しきりもなかったことだそうです。今は それでもダンボールでしかしきられていない 体育館に少しですが生活している人がいます。この活動で 私はプライバシーの大切さを知りました。ありのまま全部さらけだしているから心が通じるとかいう考えが少しおかしいのかなと思いました。

A. T 私は最近、大学生の就職活動の中で、地震の被害にあった人が差別されると言うニュースを知りました。これは、面接の時に阪神地区の人に今の住所や、どんな被害を受けたかをききだし、あまり家がしっかりとしていないとみなす企業があるということです。私は、そんな事で差別をされた大学生の人たちは、今まで何のために勉強し、大学まで行ったのか、わからないじゃないかと思います。地震は、自然におこることなのだから、こんな事で差別するのはおかしいと思います。

E. F 私が思う人権問題とは、「阪神大震災」でかせつ住宅に入った老人のことについてです。私は新聞やニュースでよく かせつ住宅の老人が死んでいたというニュースをききました。震災で家を失ってかせつ住宅に入ります。それはやっぱり老人がゆうせんされるけど、でも老人の中ではたくさん身内がいなかったり、1人で暮らしているなどがあるけど かせつに入る前はそれほどさみしいもんじゃなかったと思う。近所の人たちがいたから。でも かせつには知り合いがいなくてとてもさみしいと思う。だから かせつにムリやり知らない場所に入れられるのは人権、人の意志をムシしていると思う。老人はすぐその土地、近所になれないと思う。

部落差別問題

H. A 部落差別の問題 部落差別の問題の元は江戸時代の身分制度からきていて、何百年もたつ今でもそんな差別をしているのはおかしいと思う。それは明治時代に差別された人の身分はとかれて四民平等になったのに まだ差別があるのは昔の人からずっと差別いしきがうけつがれてきたからだと思う。結婚や職につくときなども部落の人たちは むずかしいので そういうような差別は自分の(文が途中で終わっています … 時間切れかな?)

K. N 私はCMで”ぶらく差別問題”をやっているのをみました。けっこんする女性がいて、その母が”調べてみよう”というのです。それをきいた時は、すごくショックでした。昔は”どうわ地区”とか あったみたいだけど今は、そんなのはないのに、今だに ひきずっているなんて、すごくショックでした。でもその人の(女性の)父が、”まちがっているぞ！その考え方”っていって、けっこんする女性も”いい人なんだから … ”といった時は、同じ家にいて、ずっと くらしてきていても、こんなにも考え方がちがうんだなと思いました。私の母も、よく差別や戦争などのビデオをみせてくれます。そのビデオをみた後”どうやった？”とききます。前は、”別に”とかしかいわなかったけど、最近は、自分から進んで、感想をいいます。そのおかげで、差別問題とかはきょうみがあります。

＊ ＊ 注意点 ＊ ＊ 裁判で「無罪」というのは、その「被告人」は、その犯罪事実を侵^{おか}していないという認定がされた場合に出される判決・評^{ひょうけつ}決(アメリカの裁判制度の陪^{ばい}審^{しん}段階)です。あるいは、行為はあつたが、それが犯罪とは言えない場合に下^{くだ}されます。したがって、「無罪」とされた人に対して、「本当は犯人だ」などという発言は、重大な人権侵害をしていることになります。

また、だれでも裁判を受ける権利が保障されなければなりませんし、その裁判が確定するまでは「無罪の推定^{すいてい}」を受けます。「無罪の推定」を破り、有罪であることを検^{けん}察^{さつ}官^{かん}が立^り証^ししなければならぬのです。裁判官や一般人は、あくまでも公平に、予断^{よだん}をもたないで裁判を見つめる必要があります。「有罪であろう」と初めから予断をもたれては、無実の人でも「有罪」にされるおそれが生じてきます。それが多くの冤罪^{えんざい}(ぬれぎぬの)事件を生み出したのです。その意味では、今日のマスコミの報道姿勢^{ほうどうしせい}には、多くの疑問点があると言わざるをえないでしょう。